



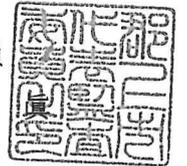
郡監第19号

令和8年3月13日

郡上市議会議長 森 藤 文 男 様

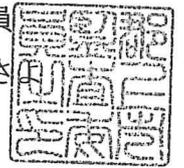
郡上市監査委員

神 谷 公



郡上市監査委員

田 代 まさ



## 令和7年度行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和8年1月26日に実施した令和7年度行政監査の結果について、別記のとおり報告します。

令和7年度  
行政監査結果報告書

令和8年3月提出

郡上市監査委員

# 令和7年度行政監査の結果

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

### 2 監査の対象

対象部局 市長公室、商工観光部、教育委員会

対象範囲 明宝温泉 湯星館、郡上市総合スポーツセンター

### 3 監査の着眼点

郡上市には多くの施設があり、その運営を指定管理として委託している。本監査においては、施設の効率的かつ効果的な管理運営が求められる指定管理者制度について、その概要や選定から契約締結、管理業務の履行確認及び指導監督などまで適正に行われているか、指定管理に関わる施設の運営状況を主眼に検証した。

### 4 監査の実施内容

(1) 書類の監査

(2) 資料に基づく説明の聴取

### 5 監査の実施場所及び日程

監査実施場所 郡上市役所 4階 委員会室

監査実施日程 令和8年1月26日（月）

## 第2 監査の結果と意見

### 1 監査の結果の概要

令和7年度における行政監査を令和8年1月26日に実施した。

監査の結果、指定管理者制度に基づき、選定から契約締結、管理業務の履行確認及び指導監督まで概ね適正に実施されていることを確認した。

しかしながら、一部の事務処理において、留意すべき事項が見受けられたため、今後さらなる適正な業務執行体制の構築及び適切な運営指導が必要と考える。

以下、監査で着目した事項について、意見を述べることとする。

## 2 改善を要すると認められる事項など

### 明宝温泉 湯星館

#### (1) 指定管理者の選定理由の透明性

指定管理者の選定は原則公募とされる一方、当該施設は条件により非公募で選定していることから、その理由を精査・検証し、透明性のある運営に向けて研究が必要である。

#### (2) 業務主任者の書面通知及び事業計画書などの適正な事務処理

基本協定書に規定されている業務主任者の書面通知の報告を把握していないとの説明があった。また、年度当初に提出するよう定めている事業計画書の提出がされていないため、振興事務所との日常的な情報共有や連携を含めて、協定書や仕様書に基づく適正な事務処理を行っているか検証が必要である。

#### (3) 施設の管理運営における能動的な取り組み

基本協定書には利用者満足度調査を実施することが定められているが、そこでの評価を基に自己評価を行い、さらなるサービス水準の維持向上に向けた能動的な動きが見られないように感じる。施設の安定的運営や住民福祉の向上に資するという指定管理者制度の目的達成のためにも、施設の持続的改善に向けた能動的な取り組みを一層推進されることが望まれる。

#### (4) 指定管理料の妥当性と施設運営の収益自立

指定管理料の妥当性について、管理運営業務の内容や状況を適切に把握した上で積算根拠を明確にし、必要な経費は適切に措置しながらも、同時に施設運営の収益自立を促す方法の模索を一層推進されることが望まれる。

#### (5) 利用者の安全確保のための取り組み

利用者の安全確保にかかる取り組みにおける従業員への指導や書類での報告は特段受けていないとの説明があったが、施設運営上、利用者の安全確保の取り組み状況の把握は重要であり、適切に安全対策が講じられているかどうかの検証や事故防止対策の検討は、安心安全な施設運営を行う上で必要である。

### 郡上市総合スポーツセンター

#### (1) 業務主任者の書面通知などの適正な事務処理

基本協定書に規定されている業務主任者の書面通知の報告を把握していないとの説明があった。協定書や仕様書に基づく適正な事務処理を行っているか検証が必要である。

#### (2) 指定管理料の妥当性と施設運営の収益自立

指定管理料の妥当性について、管理運営業務の内容や状況を適切に把握した上で

積算根拠を明確にし、必要な経費は適切に措置しながらも、同時に施設運営の収益自立を促す方法の模索を一層推進されることが望まれる。

(3) 報告事項などにおける適正な書類作成

立ち入り調査などで聞き取った内容について、必要に応じて協議事項として取り上げており課題解消に努められているが、口頭での苦情報告を受けた際など細部における報告事項に関しても、記録として書面で残し、事務の適正性の確保や将来的な業務改善に生かす必要がある。

(4) 利用者の安全確保のための取り組み

利用者の安全確保にかかる取り組みにおける従業員への指導や書類での報告は特段受けていないとの説明があつたが、施設運営上、利用者の安全確保の取り組み状況の把握は重要であり、適切に安全対策が講じられているかどうかの検証や事故防止対策の検討は、安心安全な施設運営を行う上で必要である。

(5) 施設の目的外使用にかかる適正な事務処理

目的外使用について、自動販売機は適正な事務処理に基づき設置されているか、占有に対する使用料などが仕様書の中に業務として記載されているかを所管部として明確に把握する必要がある。

以上